

会 議 録

会議名称	平成26年度 第2回 佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	平成26年7月4日(金) 午後6時～午後8時
開催場所	佐倉市役所 議会棟2階 第4委員会室
出席者等	委 員：田中委員、網仲委員、早坂委員、澤井委員、松田委員、 山村委員、石田委員、長島委員、平岡委員、徳永委員、 堀委員、兵頭委員、田代委員、奥山委員、小野寺委員、 事 務 局：山辺健康こども部長 子育て支援課 立田課長、宮本副主幹、鵜澤主幹補、 須藤副主幹、照井主査補、滋野主査、辻口主査補、小高主事 学務課 川島副主幹、曾田主査補
会議議題	(1) 佐倉市次世代育成支援行動計画の進捗状況について (2) 諮問 第1号 (仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案) について 第2号 支給認定に係る利用者負担について (3) 部会の設置について (4) 子ども・子育て支援新制度に係る各種基準関係について (5) その他
会議経過	別紙、平成26年度 第2回 佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

【１ 健康こども部長あいさつ】

【２ 佐倉市教育委員会学務課自己紹介】

【３ 議事】

- 議題１ 佐倉市次世代育成支援行動計画の進捗状況について
- 議題２ 諮問１（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
諮問２ 利用者負担について
- 議題３ 部会の設置について
- 議題４ 子ども・子育て支援新制度に係る各種基準関係について
- 議題５ その他

【議題１ 佐倉市次世代育成支援行動計画の進捗状況について】

（事務局説明）

議題１ 佐倉市次世代育成支援行動計画の進捗状況について、資料１を使用し説明。

（委員長）

それでは、ただいま説明のあった佐倉市次世代育成支援行動計画の進捗状況について、ご意見・ご質問はあるか。

（委員）

吉見光の子は平成２５年４月に４５名定員で開園、さくら敬愛は平成２５年１０月に開園だが記載が誤っている。

事業の量の評価はされやすいが、質の内容を評価しなければならない。確かに量は増えている。「②利用者の立場に立った保育サービスの多様化」を例に取ってみると、利用者というのは親の立場で、子どもの立場に立った保育内容の充実や在り方が付け加えられないと偏ったものの見方になるのではと危惧した。

「障害児保育の充実では、障害者手帳の有無に関わらず支援を要する園児が増えている。一人ひとりの個性に見合った関わりができるよう理解を深めた」ということに留まっている。実際に受け入れる側としては、障害者手帳は持っていないけれど、集団生活ができない子どもたちもいる。そういう子どもたちに対して、手帳がないので加算ができないという今の制度を、手帳の有無に関わらず集団生活が困難な場合には、加算ができる方向で検討していただきたい。手帳の取得については、子どもが障害者だというレッテルをはられると思う保護者もあり、保護者にとって非常にストレスになる。保護者に対して手帳取得を促すようなことはできない。

（委員長）

資料の訂正があれば事務局からお願いしたい。

（事務局）

資料のミスがあった。改めて訂正し配付する。

（委員）

保育にあたる方の7割は資格がないと認識しているが、保育の質の向上については、研修の実施だけでなく、資格を有する方の配置を検討してもらいたい。

（事務局）

正規職員と非正規職員の割合だが、今後、総務課と話を進めていき、正規職員が一人でも多くなるように検討していく。看護師が非正規職員なので、正規職員である保健師を保育園へ配置していくことを検討している。

保育にあたっているものは、保育士の資格を持っているので、7割は資格がないということはない。保育士の資格を持っていないものが、できるのは時間外の保育員、調理に係るものだけ。日中保育にあたるものは全て保育士資格を持っている。

（委員）

行動計画の進捗管理でこの委員会で検討されるのは、今日説明のあった8事業のみということか。健康増進課が関わる事業については検討しないのか。

（事務局）

この行動計画は非常に多岐にわたる内容になっている。今回は進捗

管理の報告ということで、目標事業量を設定しているものを中心に説明した。他の事業に関してもご意見・ご質問があれば出していただきたい。事業によってはこの場で回答できないものもあるが、その場合、担当課に伝えて後日回答する。

（委員長）

事務局から説明があったとおり、今日説明があった８事業以外でも、ご意見・ご質問があればこの場で挙手していただきたい。

（委員）

子育てする上で最も大切なのは、スタート部分、妊娠期から出産前後の一番不安の強い時期だと思う。健康増進課の方が来ていないのは残念。母子手帳の届出や健診の受診率、全戸訪問の実施件数は、目標として全数に近づけていくことだと思う。一番心配なのは虐待などいろいろな問題を考えたときに、ここにつながっていかない数字の人たちが一番危険だと思う。そのあたりをどうしていくのか、具体的な取組を聞いてみたい。

国基準の１歳６カ月健診だが、障害児に関しては早期発見、早期療育と言われている。１歳６カ月では遅いのではないかという話も聞く。健診を早める佐倉市独自の施策があってもいいのではないか。

（委員長）

ご意見として担当課に伝えていただきたい。

（委員）

保育園の延長保育は２０時までだが、学童は何時までか。

（事務局）

学童は１９時まで。

（委員）

保育園で２０時まで利用していた方は、学童になって１９時までになると、１９時から２０時までの１時間はファミリーサポートセンター等を利用しているのか。

ファミリーサポートセンターで２０時以降もニーズが高いようなら、現状の延長保育は不足していると言えると思うが、現状としてはどうか。

地域子育て支援拠点事業の実施数は達成しているが、市内の開催場所としては均等に市内のニーズに応えられているか。

（事務局）

地域子育て支援拠点事業は各地区にある公立保育園全てで行っている。

19時までの学童保育後にファミリーサポートセンターを利用している子どもの数が今分からないが、今年度から指定管理者による学童保育の管理・運営が始まって、全てではないが、各事業者が保護者のニーズによって預かり時間の延長を検討している。

（委員）

指定管理者は保護者のニーズによっては開所時間20時、21時、22時まで延長する可能性もあるということか。

（事務局）

ニーズによってはあり得る。ただし、子どもにとって遅くまで預かっていることが良いことだとは考えていないので、保護者にはできるだけ早く迎えにきてくれるようお願いしている。

（事務局）

学童については、今後、ニーズを聞いた上で判断することになるので、この場で延長するかどうかお話することはできない。ファミリーサポートセンターに時間制限はないが、利用件数が今分からないが、ニーズ自体はそんなにない。

（委員）

障害児保育の充実だが、小学校との連携会議とあるが、これは公立のみか。

（事務局）

民間保育園から学童を利用するお子さんで相談がきた場合には対応している。

【議題2 諮問について】

（事務局）

市長より、諮問第1号（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について、諮問第2号支給認定に係る利用者負担について、佐倉市子育て支援推進委員会委員長へ諮問。

（事務局）

諮問１（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について、資料２を使用し説明。

諮問２支給認定に係る利用者負担について、資料３を使用し説明。

（委員長）

ただいま説明のあった二点について、ご意見、ご質問などはあるか。

（委員）

上乗せ徴収について、現行との変更点はあるか。

（事務局）

上乗せ徴収の考え方についても、幼稚園、保育園ともに保護者へ説明し、同意を得た上で可能と示されている。現行と変わらないと考えている。いずれにしても、今後、こういったことも含めて市の考え方を整理し示した上で、皆様のご意見を頂戴したい。

（委員）

国の定める水準を限度というのはこれが最高ということか。これより低く設定しても構わないということか。これより低く設定すると市の負担が増えるということか。

（事務局）

ご意見のとおり。

（委員）

この委員会で利用者負担の金額について、市がどの程度負担できるかも考えた上で検討するのか。

（事務局）

金額については、財政的な側面があるので、今、事務局で考えることも難しい状況だ。過去にも保育料の見直しをする場合にはこの委員会で審議していただいたことがあるが、同じような形でご意見をいただきながら進めていくことを考えている。

この委員会で金額をどのくらいにするか判断していただくということではなく、市が保育料について条例案を策定するので、それに関してご意見をいただくということ。この委員会に保育料を決定する権限が付与されているということではない。

（委員）

何を基準に意見を言えればいいのか。

（事務局）

国の基準を限度額として、現在の保育料等を参考にご意見をいただきたい。

（委員長）

現行の保育料があるので、新しい保育料になったときに、負担がすごく増えるところがないかななどを考えていく場だと思う。ゼロから保育料を考えてほしいと言われているのではない。事務局が示す案を元に検討していく形になると思う。

（委員）

基本方針のイメージは何かに明記されるものか。

（事務局）

基本理念、基本方針、体系は、新しい計画の中に記載される事項で、今後これらの事項について検討していただく。

（委員）

基本方針の「子どもが楽しくなるまち」について、健康こども部の方としては、何をもって「子どもが楽しくなるまち」と考えているのか。

（事務局）

「子どもが楽しくなるまち」とは、「豊かな子ども時代を送れるまちづくり」としている。「豊かな」と一言で言っても、いろいろな観点があるとは思いますが、健康に過ごすことや愛情いっぱい育てられることなど、いろいろな事が「豊かな」に通じると思う。そのように担当として捉えている。

（委員）

現状としては難しい。

（委員）

基本理念や基本方針は非常に抽象的。基本理念は、子どもに付与されている人格の尊厳について、子どもの人格が尊重されるとか書かれていた方がいいと思う。

子ども権利条約が日本において批准されているわけだから、最も基本的な部分を位置づけられなければならないと思う。

（委員長）

個人的には、具体的な言葉を使ったものの方がいいと思うが、だれもがイメージできる言葉というのも同時に大切だと思っている。今後、委員の皆さまから意見をいただいて、基本理念、基本方針についての具体的な検討を行っていくということでよいか。

（委員）

事務局も横の連携をもっと持ってもらいたい。

（委員長）

事務局には検討をお願いしたい。

（委員）

今後の進め方だが、区域設定や教育・保育の提供内容や時期などを具体化していくためには、部会の設置をした方がいいと思う。

（委員）

大人数で活発に意見を交わすことも必要だが、同時に、少ない人数で短期的に集中的に審議をすることも必要という委員の話だが、他に同様の意見や反対の意見はあるか。

（委員）

利用者負担についてだが、保育園でも上乗せ徴収はあるか。

（事務局）

公立保育園ではほとんどない。カラー帽子や電車での遠足での交通費など実費。民間園ではそれぞれの保育園に保育方針があるので、方針に基づいた徴収がある。

【部会の設置について】

（事務局）

先ほど諮問をさせていただいたが、来年度から始まる子ども・子育て支援新制度に係る事業計画や利用者負担については、要点を絞り集中的に議論する必要があると考えている。

佐倉市子育て支援推進委員会条例施行規則第 3 条第 1 項には「委員

会は、専門的事項に関する調査研究のため、委員会の会議の決定により専門部会を設けることができる」と規定されているので、諮問した案件については、部会にてご議論いただき、その結果を委員会の場にあげていただき、最終的に委員会でご審議の結果をご答申いただきたい。まず、部会を設置するか否かについて、ご決定いただきたい。

（委員長）

それでは、ただいま説明のあったことについて、ご意見、ご質問などはあるか。

（委員）

審議内容が多岐にわたるので部会制にして、内容を詰めていかないと、来年度の新制度実施に間に合わないのではないかと。

（委員長）

無いようなら、部会を設けることについて決定したいと思う。事務局の説明のとおり部会を設けることとしてよろしいか。賛成の方は挙手をお願いしたい。

【挙手多数】

（委員長）

それでは、部会を設け、諮問の内容について審議することとする。続きまして、部会員についてだが、施行規則第3条第2項には「部会員は、委員の中から委員長が指名する」と規定されている。人数や人選について、事務局は何か案があるか。

（事務局）

それでは、事務局より案を説明する。

まず、部会の人数及び構成メンバーについては、新制度に係る事業計画などについて、具体的なご議論を活発にしていきたいことから、委員の方の中から6名程度、特に直接的に子育てにかかわる方をお願いしたいと考えている。学識経験者から2名、保育園長、幼稚園長、そして公募委員のうち、第8号委員の保護者の方と第9号委員の市民の方が各1名、合計で6名が適当ではないかと、と考えている。具体的には、学識経験者は、委員長でもいらっしゃる田中委員と早坂委員に、保育園長は長島委員に、幼稚園長は平岡委員に、そして保護者枠からは、未就学と小学生の子の保護者である堀委員に、市民枠からは、中学生の子の保護者である田代委員をお願いしたい、と考えて

いる。

（委員長）

それでは、ただいま説明のあった案について、ご意見、ご質問などはあるか。

（委員）

部会は部会委員しか参加できないのか。

（事務局）

部会だけの議論で決める訳ではない。部会の資料は全委員に事前送付し、ご意見、ご質問をいただく予定。部会で決まったことを最終的には委員会にて審議して決定していく。

（委員長）

部会員については、施行規則第 3 条第 2 項の規定により、早坂委員、長島委員、平岡委員、堀委員、田代委員、そして私（わたくし）の 6 人を指名する。

【子ども・子育て支援新制度に係る各種基準関係について】

（事務局）

子ども・子育て支援新制度に係る各種基準関係について、資料 4、4－2，4－3，4－4 を使用し説明。

（委員長）

ただいまの事務局の説明に何かご質問・ご意見あるか。

（委員）

佐倉市の保育士の配置基準は国の基準と同じか。

（事務局）

同じ。

（委員）

条例案を議会に出すのはいつか。

（事務局）

新制度の実施に向けできるだけ早くを考えている。9 月議会。

（委員）

今後、委員会で議論する場はないのか。

（事務局）

部会はあるが、委員会はない。

（委員長）

条例については、量も多いので、確認した上で、意見等があれば事務局に直接連絡してもらう。

【その他】

（事務局）

先ほど決めていただいた部会について、今後の日程等について打ち合わせをしたい。部会員の方は会議終了後残ってください。また、部会についても、佐倉市情報公開条例第28条の規定により、公開にて進めたい。ご理解とご協力をお願いする。

なお、今後の委員会につきましては、諮問事項について部会にて審議し、決定したものを委員会に報告し、委員会にて最終的にご審議、決定していただく。間に部会を挟む関係から、次回第3回委員会は10月14日の火曜日、14時から、第4回委員会は10月28日火曜日、14時からを予定している。正式な通知等は、後日送付する。

事務局からは以上。

（委員長）

それでは、これをもって本日の会議は終了する。これで議長の任を解かせていただく。ご協力ありがとうございました。

（事務局）

これをもって、平成26年度第2回子育て支援推進委員会を終了させて頂く。

閉会

以 上